

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 6 月 25 日
厚生労働省保険局高齢者医療課

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案について、令和8年5月15日（金）から令和8年6月14日（日）まで意見募集したところ、計11件（うち今回の意見募集に関係のない御意見8件）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
「低所得者への負担を軽減」と言うのなら、負担上限額の引き上げも止めるべき。	本改正案は、基礎年金額の改定に伴い、高額療養費等の制度において低所得者の負担区分に影響が出ないよう、昨年に引き続き必要な改正を行うものです。 なお、負担上限額の引き上げについては、本改正案に直接的に関係するものではありません。 いずれにしましても、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。
制度改正から、施行まであまりに時間が短いと思うが、各種システム変更の改修、予算化は考慮されている認識か。（まず、「はい」か「いいえ」でお答えいただきたい） また、以下サイトを拝見すると、 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html 「今回の見直しの内容については以下よりご確認くださいませ。※今後、所要の法令改正を予定。」とある。世間の関心もあるところ、決めることは迅速に決め周知すべきではないか。	本政令改正の施行に当たっては、既存のシステムの軽微な変更で対応可能であり、施行までにシステム対応が完了するよう、保険者等と連携しています。 なお、今回の改正案は基礎年金額の改定に伴い所要の措置を講ずるものであり、お示しいただいたサイトに記載のある内容とは直接的に関係するものではありません。 いずれにしましても、高額療養費の見直しに関しては、厚生労働省ＨＰ等において改正内容について周知広報を行うとともに、本年7月から

もう、追加で変更はないか。(R9.8?も同様に)	専用のコールセンターを開設することとしており、国民の皆様のご質問等に対して丁寧に御説明してまいります。
私は本改正案に賛成です。 医療費や福祉サービスの自己負担額は、日々の生活に大きく関わる存在です。 所得基準額の見直しによって、負担の軽減になることを期待しています。 また、制度の変更内容については、福祉サービスの利用者や家族にも分かりやすい形で周知・説明を行なっていただけるとありがたいです。	本改正案に賛成の御意見として承らせていただきます。 また、今回の改正内容も含め、高額療養費の見直しに関しては、厚生労働省ＨＰ等において改正内容について周知広報を行うとともに、本年７月から専用のコールセンターを開設することとしており、国民の皆様のご質問等に対して丁寧に御説明してまいります。

※上記のほか、８件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。